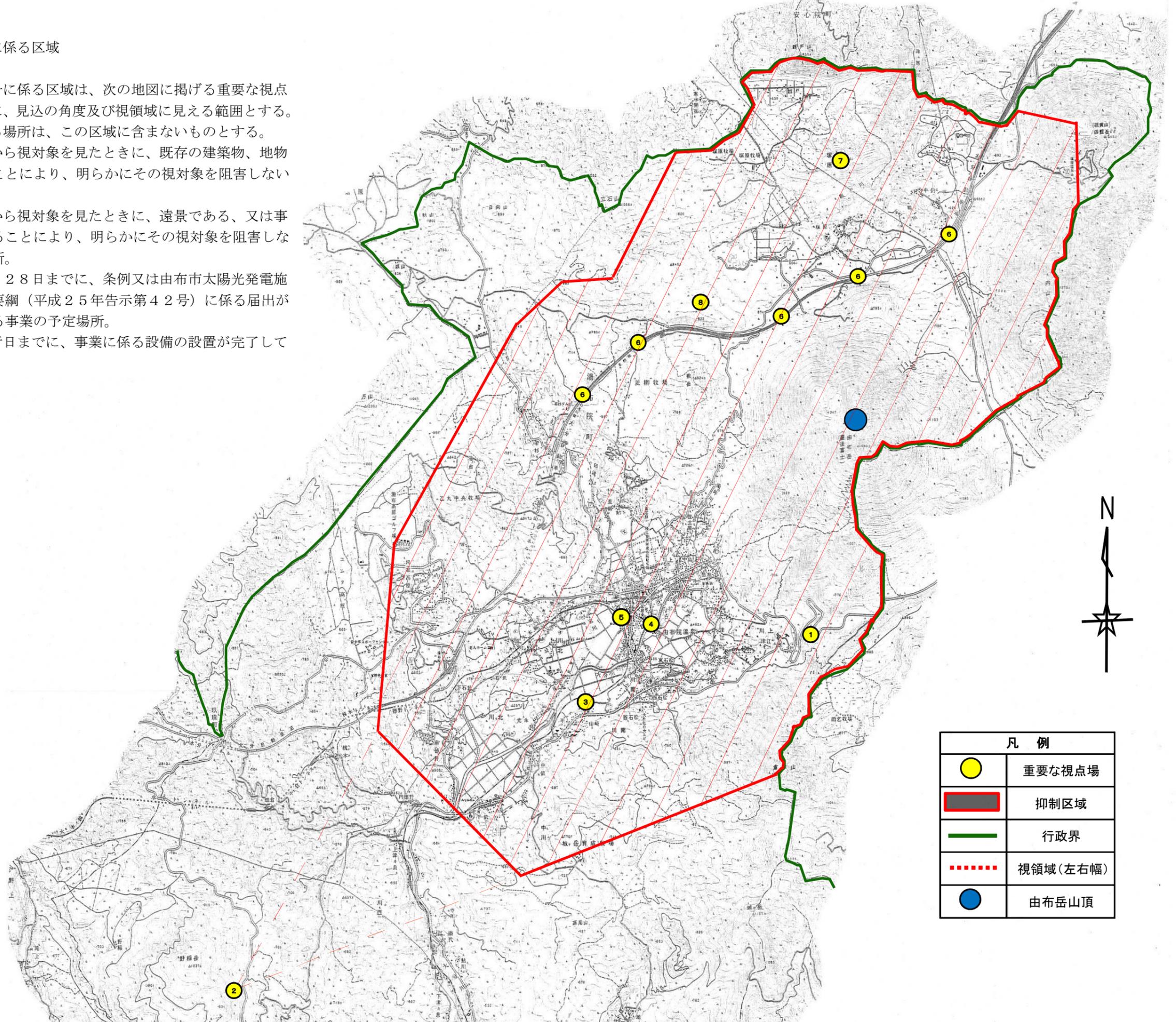


条例第8条第1項第2号に係る区域

条例第8条第1項第2号に係る区域は、次の地図に掲げる重要な視点場から視対象を見たときに、見込の角度及び視領域に見える範囲とする。ただし、次の各号に掲げる場所は、この区域に含まないものとする。

- (1) 重要な視点場から視対象を見たときに、既存の建築物、地物地形等に隠れることにより、明らかにその視対象を阻害しない事業の予定場所。
- (2) 重要な視点場から視対象を見たときに、遠景である、又は事業が小規模であることにより、明らかにその視対象を阻害しない事業の予定場所。
- (3) 平成27年2月28日までに、条例又は由布市太陽光発電施設設置事業指導要綱（平成25年告示第42号）に係る届出が市へ行われている事業の予定場所。
- (4) この告示の施行日までに、事業に係る設備の設置が完了している場所。



凡 例	
	重要な視点場
	抑制区域
	行政界
	視領域(左右幅)
	由布岳山頂